○法務省告示第五百十五号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）附則第十三条第二項から第四項まで及び出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十九年法務省令第十九号）第三条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十一月十三日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　略］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関 ［略］ ［略］ ［略］	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　同上］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関 ［同上］ ［同上］ ［同上］

名称	所在地	実習内容
有限会社上武工業所	群馬県太田市粕川町二百番地五	機械加工
株式会社折見総業	広島県東広島市安芸津町木谷四百三十一番地五	建築大工

名称	所在地	実習内容
有限会社上武工業所	群馬県太田市粕川町二百番地の一	機械加工
株式会社折見総業	広島県東広島市安芸津町三津四千六百四十六番地一	建築大工

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第五百十六号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）附則第十三条第二項から第四項まで及び出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十九年法務省令第十九号）第三条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十一月十三日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関 ［略］	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関 ［同上］

名称	所在地	実習内容
富士シート株式会社	大阪府豊中市豊南町東二丁目四番六号	工場板金、プラスチック成形

［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。